

## 競争入札参加有資格業者の指名停止措置について

標記の件について、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に定めるところにより、下記のとおり指名停止します。

(独占禁止法違反行為)

(令和8年3月10日作成)

登録番号	商号又は名称、代表者名及び本社所在地	指名停止の期間	措置要領 該当条項	指名停止の理由
611	新明和工業 株式会社 代表取締役 五十川 龍之  兵庫県宝塚市新明和町 1 - 1	令和8年3月11 日から 令和8年6月10 日 (3カ月)	別表第2 (独占禁止 法違反行為) 第4号	新明和工業㈱は、特定特 装車製品の製造販売にお いて、独占禁止法第3条の 規定に違反する行為を行 っていたとして、令和7年 9月24日、公正取引委員会 から公表された。